

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により香芝市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十四年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コーナンPRO香芝店

所在地 香芝市下田西二丁目三四八番地一

二 香芝市から聴取した意見の概要

1 開店当初等特に混雑が予想される場合は、臨時駐車場の確保及びガードマンの増員をすること。

2 特に通勤及び通学時間帯の搬出入車両及び来客車には、徐行等事故防止の注意喚起を行うこと。

3 開店前及び開店後における騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の対策を行い、周辺的生活環境について十分な配慮を行うこと。

4 付近住民からの苦情等に対しては、誠意をもって速やかに対処すること。

5 事業系一般廃棄物については、市では収集しないので、香芝市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託するか、事業者が自ら焼却場（美濃園）へ搬入し処理すること。

6 屋外広告物法及び奈良県屋外広告物条例を遵守すること。

7 幼児、児童及び生徒の通園通学等の安全確保のために、次の事項について厳守すること。

(一) 搬出入車両等は、幼児、児童及び生徒を見かけたら、通行の安全を確保してから徐行し、通行すること。

(二) 幼児、児童及び生徒の通学時間帯の来店客に安全運転等の注意喚起をすること。

(三) その他一切の危険防止に努めること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部商業振興課

四 縦覧期間

平成二十四年十一月二十七日から同年十二月二十七日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで